

区政区議会報告・地域情報を週刊で発行しています。ご意見をお寄せください。



日本共産党荒川区議会議員 齊藤くに子 区政ニュース

メール:arajcp@tn-cavv.ne.jp

区議団http://www.jcp-arakawakugidan.jp/くに子ブログhttp://s-kuniko.jugem.jp/



2021年1月17日No1247号

区役所直通3802-4627

fax3806-9246

緊急事態宣言の発令にかかる緊急申し入れを行う

新型コロナウイルス

国の責任で
抜本対策を

政府が緊急事態宣言を発令するもとで、1月6日に区民の命と暮らし営業を守るために必要な対策について緊急申し入れを行いました。



事業者への支援を

①国に対し持続化給付金や家賃支援給付金の打ち切り、雇用調整助成金のコロナ特例の縮小をやめるよう強く求めること。

②営業時間短縮が要請される飲食店などに対し、事業継続が確実に保障される補償を行うよう国や都に強く求めること。

③飲食などの時短営業は、他業種へも影響を与えるものであり、区内事業者の営業実態を掴むとともに、事業継続のための区独自の支援制度を直ちに創設すること。

④感染拡大の状況に合わせて、検査、保護、追跡を迅速に行うため保健所体制の強化を行うこと。

⑤国に対し自治体の行うPCR検査の地方負担分を全額国庫負担、医療機関の減収補填を行うよう求めること。

⑥学校、保育園、幼稚園を緊急事態宣言下で継続して運営するための大前提として、全職員へのPCR検査を実施するとともに、感染防止対策の一層の徹底を行うこと。

⑦外出自粛や人との接触を控えることが求められている下で、小中学校の運営にあたっては、三密を避けるため

に30~40人のクラスについて加配教員や講師などを配置して臨時に少人数単位での授業を行うこと。保育園、幼稚園も必要な対策を講じること。

⑧最後のセーフティネットである生活保護制度について厚労省は、「国民の権利」「ためらわずに」利用することを呼びかけているが、区としてもこの立場で積極的な広報や相談対応、申請受理を行うこと。

厚労省は、「国民の権利」「ためらわずに」利用することを呼びかけているが、区としてもこの立場で積極的な広報や相談対応、申請受理を行うこと。



★無料法律・生活相談会★

弁護士の定例相談は毎月第4月曜8時~

1月25日(月)

★北千住法律事務所での直接の相談予約も取ります。

★生活相談は随時随時に応じます。ご連絡ください。

荒川区荒川7-37-1(コミバス花の木停留所前)

TelFax 3806-5134



コロナウイルスとの関係で定例法律相談は完全予約制として密の状況をつくるないようにしたいと思います。

宜しくお願ひ致します。

①18:00~18:30

②18:40~19:10

③19:20~20:00

予約は先着順とします。前日までに予約がない場合は中止します。

荒川区でも感染が拡大しています。1月7日は50人、8日は63人、9日も50人の新規感染者が出ています。介護施設での小規模クラスターも起きていますし、家庭内での子ども感染もあります。

保健所は本人への連絡、病状や感染経路、濃厚接触者の確認、病院や宿泊施設の手配と濃厚接触者への連絡と検体の郵送と検査結果の連絡などを行います。土日休日も出勤して対応。

応援体制を強化していますが現場は休みも取れずに大変な状況が続いています。

感染者は発症日から10日間かつ症状軽快から3日間経過していれば退院・自宅療養解除となり、再度PCR検査をして陰性を確認する必要はないようです。

濃厚接触者は検査結果にかかわらず2週間は自宅待機となります。

濃厚接触者の定義

患者の発症日の2日前から(無症状病原体保有者は検体採取日の2日前から)

●同居、または長時間の接触(車内、航空機内などを含む)があった

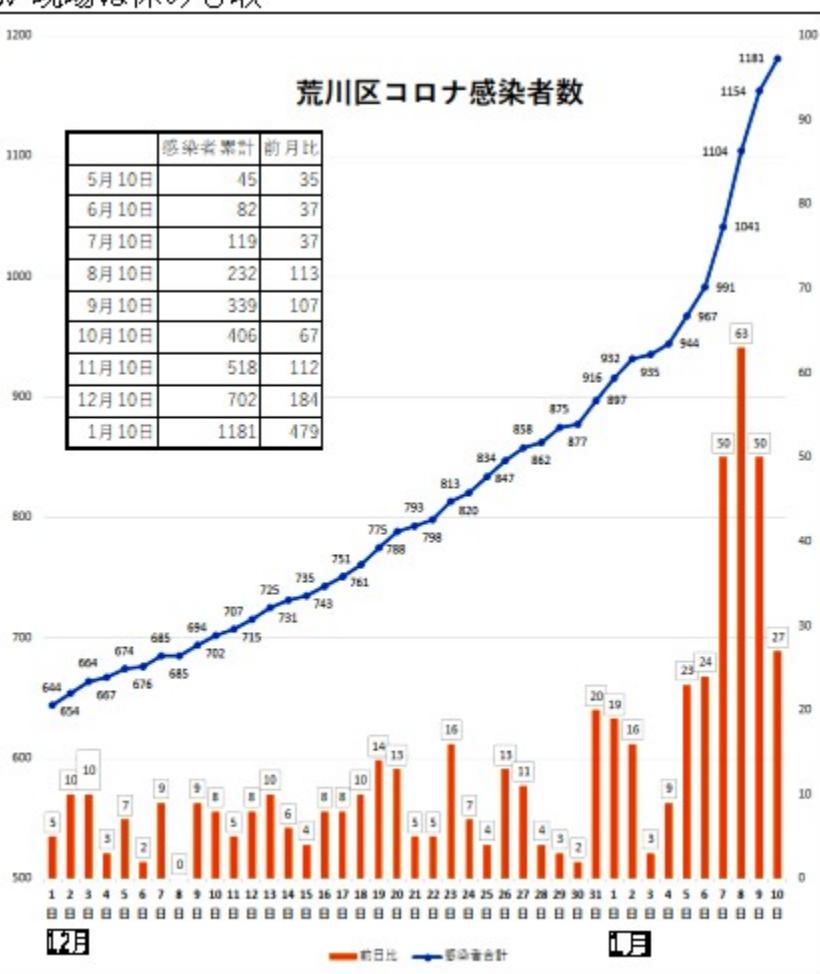
●感染症専門医に診察、看護、介護していた

●たん、つばなどに直接触れた可能性が高い

●マスクなしで1m以内で15分以上対話

区役所開催	介護施設	病院	学校学童	保健所訪問
職員 利用者	職員 利用者		2【2】	3【3】 1【1】
1月 3【3】	3【3】			
12月 2【2】	5【5】			5【5】 7【7】
	1【2】 【1】			
	1【3】 【1】			
	1【1】 1【1】 1【1】			1【2】 1【1】 1【1】
	10月 3【3】			3【4】 2【2】
	9月 1【2】 1【1】	1【1】	1【1】 2【2】	
	8月 1【3】 1【2】			2【2】
	7月 1【1】		1【1】 1【1】	
	6月 1【7】 【25】	1【5】	1【4】	
	4月 1【5】	1【5】	1【4】	

発生場所数【感染者数】1月は10日現在です



コロナで
お困りの方は

一緒に考えます 相談を

★市民団体と労働組合が共同して行った「年越し支援・コロナ被害相談村」に訪れた30才男性は所持金が2万円でした。音楽の専門学校卒業後、楽器店でバイトし、派遣労働者になって働いていたアパレル会社は昨年8月に倒産。次の短期派遣も3ヶ月。ハローワークは同じ求職者であふれて仕事はなく、家賃2ヶ月滞納して路頭に迷う寸前。「コロナでなくならぬ仕事を選んでいたら」と自分を責めます。対応した人が「生活保護を受けることは権利です」と話すと、コロナ禍は自助で乗り切るものでなく「社会保障に頼ってもいい」と気持ちが軽くなったといいます。

厚労省のホームページでも生活保護の申請は国民の権利と書きました。ためらわずに申請してください。

生活保護を申請したい方へ

生活保護の申請は国民の権利です。
生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、
ためらわずにご相談ください。



★家賃支援給付金の申請期限は1月15日(金)24時まででしたが、必要書類の準備に時間を要するなど、申請期限に間に合わない特段の事情がある方は1月31日(日)23時50分まで追加の提出を受け付けています。

★住居確保給付金(原則3ヶ月・最大9ヶ月再々延長12ヶ月)家賃支給

★総合支援資金 単身世帯月15万円まで・複数世帯月20万円まで各3ヶ月貸付があります。

★国民健康保険料や介護保険料の減免もあります。

★第三波の拡大防止協力金の受付も始まります。(国の持続給付金や家賃支援給付金の延長や第二弾を求めています)

不十分さはありますが、使える制度は活用しましょう。
分らないことがありましたらお気軽にご相談ください。



★区議団で行っている第29回区民アンケートにお困りのことはありませんかとの問い合わせに「立ち退きで住む家がない」と寄せられた方がいらっしゃいました。

早速お電話そしてお話を伺うと「老朽化で次のアパートを探さなければなりません。しかし年金は2ヶ月で16万円。生活は毎月ギリギリで友人から借金をして年金支給日に返す自転車操業。貯金は出来ませんから転宅のお金がありません。住まいをどうしたらいいか」とのことでした。

すぐに生活福祉課に相談に行ってもらいました。生活保護の申請をした後に転宅をすすめることにしました。

成人が2000人として一人3,000円で600万円程度です。その気になったら出来るのではありませんか。

コロナ緊急事態宣言で成人の日のつどいが中止になって

せっかくの門出の祝いが中止になって、20才の皆さん残念だったと思います。

荒川区のお祝いの心を示すために、少額でもクオカードを贈ってあげたらどうでしょうか。

成人が2000人として一人3,000円で600万円程度です。その気になったら出来るのではありませんか。

新宿区は式典会場にフォトスポットとして金屏風を設置して、密を避けて記念写真を撮ってもらったと報道がありました。せめて荒川区もそれ位したらどうだったのでしょうか。



荒川区ACCほっとタウン2020年7月号No.379の掲載されていた[かんたんおうちヨガ]の記事です。教えてくれたのは区内でヨガ教室を開いている大橋みさきさんです。巣ごもり生活で凝り固まったからだを伸ばしましょう！

肩・首など上半身の不調をやわらげる!

シャシャンカーサナ

STEP.1

背骨をまっすぐに伸ばした状態で正座する。

STEP.2

おでこを床につけ、両手の指を額の位置で組む。「胸と耳たぶを遠ざけるようなイメージで腕を伸ばしましょう」



POINT
首のうしろが
まっすぐになるように

STEP.3

腕を伸ばしたまま、手の甲を天井へ向ける。その状態を保ち、リラックスした呼吸を3~5回。「呼吸が済んだら腕を伸ばした状態をキープしながら上体をゆっくりと起こします。頭の横に手をついて起き上がりてもオッケーです」



足の裏は太ももの内側に

ヴリクシャーサナ

STEP.1

足を持ち上げ、両手で抱える。



STEP.2

持ち上げた足のかかとを片方の足の付け根につける。このとき足の裏が内ももにくるようになるのがポイント。「正しく行うとひざの内側にも効果的ですが、ひざの横に足の裏をもってくると、ひざを痛めることがあるので注意してください」



STEP.3

胸の前で合掌。リラックスした呼吸を3~5回行ったらSTEP.1の状態に戻ってゆっくりと足を床へ。反対側も同様に行う。



慣れるまでは
つま先を床につけて練習してもOK

POINT